

府中市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱

令和5年4月12日

要綱第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、加齢等により聴力が低下した高齢者に対し、府中市高齢者補聴器購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 府中市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 年齢が満65歳以上であること。
- (3) 前年（1月から5月までに行う申請については、前々年）の合計所得金額が210万円未満であること。
- (4) 耳鼻咽喉科医（以下「医師」という。）を受診し、中等度難聴以上（4分法で両耳とも聴力レベルが40デシベル以上又は片耳70デシベル以上）と診断を受けていること。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費支給制度による補聴器の購入に係る費用の支給を受けることができないこと。
- (6) 過去5年以内に助成金の交付を受けていないこと。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、補聴器本体1台の購入に係る費用（次に掲げる費用を除く。）とする。ただし、両耳に補聴器を装用することが適当であると医師が認めるときは、両耳分の補聴器2台の購入に係る費用（次に掲げる費用を除く。）を助成対象経費とすることができる。

- (1) 診察料、検査料等の受診費用
- (2) 医師の意見書等を得るための費用
- (3) 補聴器の修理、保守、電池交換等に係る費用

(4) 付属品のみの購入等に係る費用

(助成額)

第4条 助成金の額（以下「助成額」という。）は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、4万円を上限とする。この場合において、当該助成額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により算定した額及び第8条第2項の規定により報告があった助成金以外の助成等の金額の合計が助成の対象となる補聴器の購入金額を超える場合は、助成額から当該超えた額を減額するものとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補聴器を購入する前に、医師の意見を付した申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 医師が行った聴力検査の結果の原本又はその写し（検査日から3か月以内のものに限る。）

(2) 申請者の前年（1月から5月までに行う申請については、前々年）の所得金額を証明する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、申請者（前項の規定による申請を行う日が属する年の1月1日時点で府中市に居住し、住民基本台帳に記録されている者に限る。）の同意に基づき、市長が当該申請者の前年（1月から5月までに行う申請については、前々年）の所得金額を公簿等により確認することができる場合は、当該確認をもって前項第2号に掲げる書類の提出があったものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、第12条第1項第4号に該当し、交付の決定を取り消された者で、新たに助成金の交付を受けようとするものに係る第1項の規定による申請にあつては、前回の申請時に提出した申請書の医師意見書に医師が記入した日から6か月以内である場合に限り、当該申請書における医師意見書の記入及び第1項第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、通知書により申請者に通知するものとする。

(補聴器の購入)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」とい

う。)は、当該決定に係る通知があった日の属する年度内に、認定補聴器専門店（公益財団法人テクノエイド協会が認定した店舗をいう。）において、助成の対象となる補聴器を購入しなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、助成の対象となる補聴器を購入した後速やかに、報告書に当該補聴器の領収書を添えて、当該購入に係る実績を市長に報告しなければならない。

2 交付決定者は、当該補聴器の購入に当たり、助成金以外の助成等を受けている場合又は受ける予定がある場合には、当該助成等の金額を証明する書類を添えて市長に報告しなければならない。

（助成額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査して助成額を確定するものとする。

（助成金の請求）

第10条 交付決定者は、前条の規定による助成額の確定後、請求書により市長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 前項の規定による請求は、第6条の規定による通知があった日の属する年度の翌年度の4月30日までに行わなければならない。

3 前項に規定する期間内に第1項の規定による請求がなかったときは、当該請求をすべき交付決定者は、助成金の交付を辞退したものとみなす。

（助成金の支払）

第11条 市長は、前条の規定による助成金の請求を受けた場合は、速やかに助成金を支払うものとする。

（決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) その他助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (3) 助成金の交付を辞退したとき（第10条第3項の規定により辞退したものとみなされた場合及び交付決定者の死亡等の理由により親族等が助成金の交

付の辞退を申し出た場合を含む。)

(4) 第6条の規定による通知があった日の属する年度内に補聴器の購入がないとき。

(5) 補聴器の購入前に死亡したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、通知書により交付決定者又は親族等に通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(延滞金)

第14条 市長は、交付決定者に対し、前条の規定により助成金の返還を命じた場合において、交付決定者が当該命令に係る助成金を期限までに返還をしなかったときは、期限の翌日から返還までの日数に応じ、未返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させるものとする。

2 前項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。

(様式)

第15条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

付 則 (令和6年2月16日要綱第3号)

この要綱は、令和6年2月16日から施行する。

付 則 (令和6年9月6日要綱第85号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第7条、第10条第2項及び第12条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請があった助成金について適用し、同日前に交付の申請があった助成金については、なお従前の例による。